| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-------|--------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|--|
| 1 | 総務企画局 | DX戦略課 | 福岡市情報システム審査委員会 | 福岡市情報化推進会議設置要綱第5条 | H11.4.1 | 福岡市における電子計算機その他の情報処理 機器を活用した事務事業の適性かつ効率的、効 果的な導入に資することを目的とする。 |
| 2 | 総務企画局 | 企画課 | | ユニバーサル都市・福岡推進協議会設置要綱 第3条 | H25.3.25 | みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現を目指し。ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが住みやすく、過ごしやすいまちづくりの推進を図ることを目的とする。 |
| 3 | 総務企画局 | 企画課 | | 福岡市国家戦略特区指定法人評価委員会に関する要綱第6条 | | 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に 関する条例における申請を行った法人に係る評 価を行う。 |
| 4 | 総務企画局 | 企画課 | 福岡市地域経済循環創造事業補 助金交付における評価委員会 | 福岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱 第10条 | R7.4.15 | 福岡市地域経済循環創造事業補助金交付における補助金を交付するべきものを適正に選定することを目的とする。 |
| 5 | 総務企画局 | 多文化共生課 | 福岡市多文化共生懇話会 | 福岡市多文化共生懇話会設置要綱第1条 | H19.12.17 | 外国籍市民の意見の市政への反映を図り、外 国籍市民との共働による多文化共生のまちづく りを推進するため。 |
| 6 | 総務企画局 | 多文化共生課 | | 福岡市地域日本語教育の推進に係る総合調整 会議設置要綱第1条 | | 福岡市で暮らす外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付け、本市で安心して活動できる環境整備のため、関係機関等の有機的な連携を強化することを目的とする。 |
| 7 | 総務企画局 | 人事課 | 福岡市コンプライアンス推進委員会 | 福岡市コンプライアンス推進委員会設置要綱 | | 福岡市のコンプライアンスを推進することにより、市政に対する市民の信頼を確保することを 目的とする。 |
| 8 | 総務企画局 | 組織定数課 | | 福岡市指定管理者の選定に係る公正手続評価委員会設置要綱 | R4.11.28 | 指定管理者の選定における公正な選定手続に ついて意見収集を行うため。 |
| 9 | 財政局 | 契約監理課 | 福岡市公正入札監視委員会 | 福岡市公正入札監視委員会設置要綱 | H13.8.1 | 公共工事等の入札・契約の適正化を図る |
| 10 | 財政局 | 財産管理課 | 不動産価格評定委員会 | 福岡市公有財産規則第50条 | S24.4.1 | 本市における不動産の売買代金、交換差金、使用料、賃貸借料等の額の適正を期すため。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-----|-------------------|------------------|---------------------------------------|-----------|---|
| 11 | 財政局 | 技術企画課 | 福岡市公共事業再評価等監視委員会 | 福岡市公共事業の再評価等実施要領 | H11.1.19 | 公共事業の再評価等の実施にあたり、学識経験者等の第三者の意見を聞くため設置するもの。 |
| 12 | 財政局 | 技術企画課 | 福岡市総合評価技術委員会 | 福岡市総合評価技術委員会実施要綱 | H18.11.16 | 福岡市が発注する工事の総合評価落札方式に おける入札参加業者の技術提案等に対し、中立 かつ公正な審査・評価の確保を図るために設置 する |
| 13 | | アセットマネジメン ト推進課 | 設計プロポーザル技術委員会 | プロポーザルによる建築工事等設計者選定要綱 | H27.4.1 | プロポーザルによる建築工事等設計者選定要 綱に基づき、選定委員会が審議し決定する事項 について、選定委員会の求めに応じ、意見を述 べる。 |
| 14 | 財政局 | 大規模施設調整 課 | 最適事業手法検討委員会 | 最適事業手法検討委員会に関する要綱 | H23.4.22 | 本市においてPPPの活用を推進するとともに、大規模な公共建築物の整備・運営事業について最適な事業手法を選択し、円滑に事業を実施するための事項について、委員から助言を聴取することを目的として設置している。 |
| 15 | 市民局 | コミュニティ推進課 | 共創による地域づくり推進協議会 | 共創による地域づくり推進協議会設置要綱 | H28.3.28 | 地域コミュニティと企業・事業者やNPO, 大学等, 公民館及び市が, 対等なパートナーとして, それぞれの役割に応じて, 共働での地域のまちづくりに取り組むために必要な事項等についての情報交換及び協議を行うため |
| 16 | | | | 福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会 設置要綱 | H16.9.1 | 福岡市NPO活動推進補助金事業の審査を行うため。 |
| 17 | | 市民公益活動推 進課 | | 福岡市NPO・ボランティア交流センター評価委 員会設置要綱 | H19.2.14 | 福岡市NPO・ボランティア交流センターの指定 管理者の管理・運営に係る客観的評価を行うため |
| 18 | | 市民公益活動推 進課 | | 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者の選定等の手続に関する要綱 | H17.7.1 | 福岡市NPO・ボランティア交流センターにかかる 指定管理者の候補者の選定を行うため |
| 19 | 市民局 | | | 福岡市地域交流センター指定管理者の選定等の手続きに関する要綱 | H20.7.1 | 地域交流センターの指定管理者の選定を行うため |
| 20 | 市民局 | 公民館支援課 | | 福岡市地域交流センターのモニタリング等に関 する要綱 | H22.10.29 | 地域交流センターの管理運営に係る客観的評価を行うため |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-----|---------|-------------------------------------|---|----------|--|
| 21 | 市民局 | 地域防災課 | | 福岡市避難行動要支援名簿の活用に関する懇話会設置要綱 | | 避難行動要支援者名簿の活用に関する意見を 聴取するため |
| 22 | 市民局 | スポーツ施設課 | | 福岡市市民局スポーツ施設課所管施設に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱 | | 福岡市市民局スポーツ施設課所管の指定管理 者を選定・評価するにあたり、多様な見地から意 見を聴取するため。 |
| 23 | 市民局 | 女性活躍推進課 | 福岡市女性活躍推進会議 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律第23条 福岡市女性活躍推進会議設置要綱 | H29.7.13 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律」第23条の規定に基づき設置しており、本 市における女性活躍の取組を企業、経済団体、 行政が一体となり、効果的かつ円滑に推進する ことを目的とする。 |
| 24 | 市民局 | 事業推進課 | 福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価 委員会 | 福岡市男女共同参画推進センターに係る指定 管理者選定・評価委員会に関する要綱 | | 福岡市男女共同参画推進センターの効率的かつ効果的な管理運営を推進し、市民サービスの一層の向上を図るため、指定管理者制度の適正な運営について、選定及び評価を行うための参考となる意見を収集するため。 |
| 25 | 市民局 | 人権推進課 | 人権行政に関する懇話会 | 人権行政に関する懇話会設置要綱 | H17.1.4 | 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため。 |
| 26 | 市民局 | | 福岡市立馬出人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 27 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立六高人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 28 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立堅粕団地人権のまちづ くり館運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 29 | 市民局 | | 福岡市立堅粕人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 30 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立千代人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|--------|----------|----------------------------------|--|------------------|---|
| 31 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立田隈人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 32 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立谷人権のまちづくり館運 営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 33 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立内野人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 34 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立城ノ原人権のまちづくり 館運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 35 | 市民局 | 地域施策課 | 福岡市立戸切人権のまちづくり館 運営懇話会 | 福岡市立人権のまちづくり館運営懇話会設置要 綱 | H25.6.1 | 人権のまちづくり館の運営や事業に住民や利用 団体の意思を十分に反映させるため |
| 36 | こども未来局 | こども健全育成課 | | 福岡市科学館に係る指定管理者評価委員会に関する要綱 | | 福岡市科学館の指定管理者の運営について評価及び提案を行うにあたり、学識経験者等から 参考となる意見を聴取するため。 |
| 37 | こども未来局 | こども健全育成課 | | 福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選 定・評価委員会に関する要綱 | H27.3.24 | 中央児童会館について、指定管理者の選定及 び管理運営業務の評価を実施するにあたり、学 識経験者等から参考となる意見を聴取するた め。 |
| 38 | こども未来局 | こども家庭課 | 福岡市立児童心理治療施設に係 る指定管理者選定・評価委員会 | 福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者 選定・評価委員会に関する要綱 | R1.5.30 | 福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者の募集要項,選定基準,候補者の選定,管理運営業務等に係る評価基準 |
| 39 | こども未来局 | 事業調整課 | | 福岡市子どもプラザ事業運営団体選考に係る協議会設置要綱 | 1116 6 20 | 福岡市子どもプラザの事業運営団体選考にあたり、公平性・客観性を確保するため、専門知識を持った学識経験者等から意見聴取を行うことを目的としている。 |
| 40 | こども未来局 | 事業調整課 | | 福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に 係る協議会設置要綱 | ⊔ 22 11 1 | 福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に あたり、公平性・客観性を確保するため、専門知 識を持った学識経験者等から意見聴取を行うこ とを目的としている。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|--------|----------|----------------------------------|--------------------------------------|----------|---|
| 41 | こども未来局 | 事業調整課 | | 福岡市立小呂保育所に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱 | H26.9.1 | 福岡市立小呂保育所の指定管理者の選定を公平かつ客観的に行うため、参考となる意見を収集することを目的とする。 |
| 42 | こども未来局 | 事業調整課 | | 福岡市社会福祉施設等選定及び社会福祉法人審査に関する要綱 | H9.9.30 | 社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に係る 審査事務について関係緒法令及び関係通知等 に基づき、適正かつ公正な執行を図ること |
| 43 | こども未来局 | 保育支援課 | 福岡市特別支援保育協議会 | 福岡市特別支援保育協議会運営要綱 | | 特別支援保育申請児童の支援区分等や特別支援保育事業の実施に関する事項につき、意見をもらうため。 |
| 44 | こども未来局 | こども発達支援課 | 福岡市発達障がい者支援地域協 議会 | 福岡市発達障がい者支援地域協議会設置要綱 | H20.1.31 | 発達障がい者の各ライフステージにおいて支援 に関わる関係機関が連携し、一貫した支援体制 構築について協議するため |
| 45 | こども未来局 | こども発達支援課 | | 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱 | H30.12.1 | 福岡市立障がい児通園施設について, 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため |
| 46 | こども未来局 | こども発達支援課 | | 福岡市民間社会福祉施設用地貸付選考委員会設置要綱 | | 福岡市民間社会福祉施設用地貸付要綱に基づき、用地貸付けの申込みがあった場合において、申込み内容の審査を行うため |
| 47 | こども未来局 | こども発達支援課 | 福岡市特別支援学校放課後等支 援検討委員会 | 福岡市特別支援学校放課後等支援検討委員会設置要綱 | H17.6.1 | 特別支援学校における障がい児の放課後や長期休業期間中の支援施策の実施体制のあり 方,実施方法等について検討を行うため |
| 48 | こども未来局 | こども発達支援課 | 福岡市特別支援学校放課後等支 援事業運営委託法人選定委員会 | 福岡市特別支援学校放課後等支援事業運営委 託法人選定委員会設置要綱 | H18.5.1 | 特別支援学校放課後等支援事業の運営委託法人の選定を行うため |
| 49 | こども未来局 | こども発達支援課 | | 福岡市社会福祉施設等選定及び社会福祉法人審査に関する要綱 | H9.9.30 | 社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に係る 審査事務について関係緒法令及び関係通知等 に基づき、適正かつ公正な執行を図ること。 |
| 50 | こども未来局 | こども発達支援課 | 福岡市医療的ケア児等支援協議 会 | 福岡市医療的ケア児等支援協議会設置運営要綱 | R5.11.1 | 児童福祉法第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第4条第1項に規定する障がい者であって、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各関連分野にかかる関係機関及び当事者団体等による意見交換を行うため。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|--------|-----------|--|--|----------|--|
| 51 | こども未来局 | こども相談企画課 | GIGAスクール端末を活用した相 談支援事業業務委託団体選定委 員会 | GIGAスクール端末を活用した相談支援事業業 務委託団体 選定委員会設置要綱 | R4.3.16 | GIGAスクール端末を活用した相談支援事業の 業務受託者を選定するにあたり、受託能力について評価・検討するとともに、公平性・客観性を 確保し、適正な受託者の選考を行うため意見を 求める。 |
| 52 | 福祉局 | 福岡100推進課 | 福岡100プロジェクト有識者会議 | 福岡100プロジェクト有識者会議 設置要綱 | R4.2.24 | 人生100年時代を見据えた持続可能なまちをつくるプロジェクト「福岡100」のコンセプト等をアップデートし、社会環境の変化等に対応させるとともに、プロジェクトのさらなる推進を目指すため。 |
| 53 | 福祉局 | 認知症支援課 | | 福岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会 設置要綱 | H29.4.1 | 認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況等を検討するとともに、医療・介護・福祉における関係機関・団体と一体的に事業を推進していくことを目的とする。 |
| 54 | 福祉局 | 認知症支援課 | 福岡市認知症の人にもやさしい デザインのガイドライン化検討委 員会 | 福岡市認知症の人にもやさしいデザインのガイ ドライン化検討委員会設置要綱 | R6.8.1 | 「福岡市認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を施設整備マニュアル等へ反映するため、専門的、技術的な観点から協議などを行うため |
| 55 | 福祉局 | 生活福祉課 | 福岡市ホームレス自立支援推進協議会 | 福岡市ホームレス自立支援推進協議会設置要綱 | H19.8.20 | ホームレスの自立支援に関する効果的事業の策定、「福岡市ホームレス自立支援実施計画」に関する協議検討を行う。 |
| 56 | 福祉局 | | 福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会 | 福岡市生活困窮者支援体制を構築するための プラットフォーム協議会設置要綱 | R4.8.5 | 各関係機関・民間団体等が連携して、生活困窮 者支援の実情や課題の整理を行い、生活困窮 者支援の方法などの検討を行う。 |
| 57 | 福祉局 | 地域共生課 | 福岡市バリアフリー推進協議会 | 福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱 | H24.8.31 | 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や施設の利用ができるよう、バリアフリーの推進を図るとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、基本計画の作成に関する協議等を行う。 |
| 58 | 福祉局 | 地域共生課 | | 福岡市移動スーパー参入促進費補助事業評価 委員会に関する要綱 | R6.8.5 | 福岡市移動スーパー参入促進費補助金交付における申請内容の審査を適正に行うため、意見を聴取する |
| 59 | 福祉局 | | 福岡市地域包括ケアシステム推進会議 | 福岡市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱 | H27.7.1 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、介護保険法第115条の48の規定に基づく福岡市における最上位の「地域ケア会議」として福岡市におけるネットワーク構築や市レベルの課題解決等を図るとともに、関係団体等と行政による一体的な取組を推進する。 |
| 60 | | 地域包括ケア推進課 | 福岡市地域包括支援センター運営協議会 | 介護保険法施行規則第140条の66第2項 | H17.11.1 | 福岡市地域包括支援センターの適切な運営、公 正・中立性の確保を目的とする。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-----|--------------|---|--|----------|---|
| 61 | 福祉局 | 高齢社会政策課 | 福岡市福祉有償運送運営協議会 | 福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱 | H18.10.6 | 道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、福岡市の住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議する。 |
| 62 | 福祉局 | 高齢社会政策課 | 福岡市介護実習普及センター運営委員会 | 福岡市介護実習普及センター運営委員会運営要綱 | H19.4.1 | 福岡市介護実習普及センターが実施する介護 実習・普及事業や介護に関する相談及び情報の 収集、提供が円滑かつ効率的に推進されること を目的とする。 |
| 63 | 福祉局 | 高齢社会政策課 | 福岡市福祉用具普及事業運営協議会 | 福岡市福祉用具普及事業運営協議会運営要綱 | H19.4.1 | 福岡市介護実習普及センターに展示する福祉 用具の選定及び展示方法、相談、普及事業が 適切かつ効率的に推進されることを目的とする。 |
| 64 | 福祉局 | 介護保険課 | 福岡市社会福祉施設整備費等補 助対象施設選定委員会 | 福岡市社会福祉施設等選定及び社会福祉法人 審査に関する要綱 | H9.9.30 | 社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に係る 審査事務について関係緒法令及び関係通知等 に基づき、適正かつ公正な執行を図ること。 |
| 65 | 福祉局 | 介護保険課 | 福岡市地域密着型サービス運営委員会 | 介護保険法第78 条の2第7項 福岡市地域密着型サービス運営委員会設置要 綱 | H18.10.1 | 介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正かつ適切な 運営を確保すること。 |
| 66 | 福祉局 | 介護保険課 | ふくおか元気向上チャレンジ(在 宅高齢者の要介護状態改善事 業)評価委員会 | ふくおか元気向上チャレンジ(在宅高齢者の要 介護状態改善事業)評価委員会設置要綱 | R5.1.10 | 要介護度やADL等の改善に至ったチーム(介護事業所、利用者)の取組み内容について、特に優秀なチームを選定すること。 |
| 67 | 福祉局 | 事業者指導課 | 入所判定協議会 | 福岡市老人福祉法施行細則 第2条の2 | H5.10.1 | 老人保護措置入所の判定を行っている入所判 定委員会において、措置の要否判定が困難な 事例について措置の要否を審査する。 |
| 68 | 福祉局 | 障がい企画課 | | 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選 定・評価委員会設置要綱 | H23.9.1 | 障がい企画課が所管する公の施設に係る指定 管理者の候補者の選定及び指定管理者による 管理運営状況の評価を行う。 |
| 69 | 福祉局 | 障がい在宅福祉 課 | | 福岡市障がい児・者日常生活用具検討委員会 設置要綱 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業について、専門的な見地から検討を行う。 |
| 70 | 福祉局 | 障がい施設福祉 課 | | 福岡市社会福祉施設等選定及び社会福祉法人審査に関する要綱 | H9.9.30 | 社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に係る 審査事務について関係緒法令及び関係通知等 に基づき、適正かつ公正な執行を図ること。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-------|-------------|------------------------------------|---|----------|---|
| 71 | 保健医療局 | 保健医療政策課 | | 福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者 選定・評価委員会設置要綱 | H24.6.19 | 福岡市健康づくりサポートセンターにかかる指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施する。 |
| 72 | 保健医療局 | 地域医療課 | 福岡市歯科急患診療運営協議会 | 福岡市歯科急患診療運営協議会設置要綱 | S59.7.1 | 歯科急患診療体制づくりと業務の円滑な運営を 図るため、要員の確保、施設及び設備の整備並 びに運営に関する協議検討を行う。 |
| 73 | 保健医療局 | 地域医療課 | 福岡市急患診療運営協議会 | 福岡市急患診療運営協議会設置要綱 | S49.5.1 | 急患診療事業の体制づくりと実施中の円滑な運営を図るため、要員の確保、施設及び設備の整備並びに運営に関する協議検討を行う。 |
| 74 | 保健医療局 | 地域医療課 | 福岡市保健医療施設指定管理者 選定·評価委員会 | 福岡市保健医療施設指定管理者選定·評価委 員会設置要綱 | H23.6.30 | 福岡市保健医療局所管の公の施設のうち、保健医療施設について、指定管理者の候補者の選定を適正かつ公正に実施するため、指定管理者選定・評価委員会を置く。 |
| 75 | 保健医療局 | 地域医療課 | 福岡市小児医療連絡会議 | 福岡市小児医療連絡会議規約 | H22.7.16 | 現在及び現こども病院移転後も踏まえた,本市 及び近郊地区における小児医療体制の充実を 図るため,医療機関のネットワークの構築等に ついて検討する。 |
| 76 | 保健医療局 | 地域医療課 | 福岡市救急医療協議会 | 福岡市救急医療協議会規約 | H25.4.15 | 福岡市における救急医療体制全体のあり方に ついて検討する |
| 77 | 保健医療局 | 地域医療課 | | 「献血の推進について」閣議決定(昭和39年8月 21日) 福岡市献血推進協議会規程 | S43.8.1 | 福岡市における献血思想の普及向上と献血者 の組織化を図るとともに、献血制度の確立に寄 与することを目的とする。 |
| 78 | 保健医療局 | 地域保健課 | | 福岡市生活習慣病重症化予防連携推進会議設 置要綱 | R5.6.19 | 市民の健康寿命の延伸及び持続可能な社会の 実現に向けて、生活習慣病の重症化を予防する ため |
| 79 | 保健医療局 | 地域保健課 | 健康日本21福岡市計画推進会議 | 健康日本21福岡市計画推進会議設置要綱 | H14.9.27 | 健康日本21福岡市計画の効果的な推進を図 る。 |
| 80 | 保健医療局 | 精神保健福祉 センター | 福岡市精神障害者保健福祉手帳·自立支援医療(精神通院医療)審査委員会 | 福岡市精神障害者保健福祉手帳·通院医療費公費負担審査委員会設置要綱 | H14.4.1 | 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定, 自立支援医療費の支給認定(通院医療費公費 負担)の支給認定について,専門的な知識及び 技術を必要とする審査を行うことを目的とする。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|----|-------|---------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|---|
| 81 | 保健医療局 | 精神保健福祉 センター | 福岡市自殺対策協議会 | 福岡市自殺対策協議会設置要綱 | H18.11.14 | 自殺対策に関して、各関係機関・団体が緊密な 連携を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効 果的に推進する。 |
| 82 | 保健医療局 | 生活衛生課 | 福岡市動物の愛護と管理推進協 議会 | 福岡市動物の愛護と管理推進協議会設置要綱 | H13.2.21 | 福岡市における「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行う。 |
| 83 | 保健医療局 | 生活衛生課 | | 福岡市葬祭場に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱 | R7.4.1 | 福岡市葬祭場指定管理者の選定・評価 |
| 84 | 保健医療局 | 生活衛生課 | 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業 事業者検討委員会 | 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委 員会設置要綱第1条 | R6.10.1 | 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業の検討 |
| 85 | 保健医療局 | 健康危機管理課 | 福岡市予防接種健康被害調査委員会 | 福岡市予防接種健康被害調査委員会要綱 | H9.5.1 | 本市が実施する予防接種により生じた健康被害 について,適正かつ円滑な処理を図る。 |
| 86 | 保健医療局 | 健康危機管理課 | 感染症危機管理専門委員会 | 感染症危機管理専門委員会設置要綱 | H15.4.28 | 大規模感染症や希少感染症などが発生した場合に市民生活に大きな影響を与える感染症の 予防対策について情報交換を行うとともに、市が 行う対策に助言・指導等を行う。 |
| 87 | 保健医療局 | 医薬務·衛生推進 課 | 福岡市薬物乱用防止対策推進協議会 | 福岡市薬物乱用防止対策推進協議会設置要綱 | H12.8.17 | 薬物乱用問題について、早期の予防教育や地域での啓発指導の充実を図り、総合的かつ効果的な防止対策を推進するため、関係機関相互の緊密な連携及び啓発活動を目的とする。 |
| 88 | 保健医療局 | 食品安全推進課 | 福岡市食の安全・安心推進協議 会 | 福岡市食の安全・安心推進協議会設置要綱 | H18.4.28 | 本市における食品の安全性の確保及び市民が 食の安心を得ることができる都市の実現に資す ること |
| 89 | 保健医療局 | 中央衛生課 | 福岡市医療安全相談窓口運営協議会 | 福岡市医療安全相談窓口運営協議会設置要綱 | H17.1.7 | 福岡市医療安全相談窓口の円滑な運営及び、関係団体等の連携協力の推進を図る。 |
| 90 | 保健医療局 | 保健科学課 | 福岡市保健環境研究所倫理委員 会 | 福岡市保健環境研究所倫理委員会設置要綱 | H30.4.1 | 保健環境研究所で実施する人を対象とする生命 科学・医学系研究に関し、倫理的な側面からの 参考意見を収集する |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|--------------|-----------------------------|--|-----------|---|
| 91 | 保健医療局 | 環境科学課 | 福岡市保健環境研究委員会 | 福岡市保健環境研究委員会設置要綱 | H14.10.1 | 市民の健康を守り、生活環境を保全するため保健環境研究所が実施する調査研究を、専門的・客観的な立場から支援する |
| 92 | 環境局 | 環境政策課 | 福岡市未来へつなげる環境活動 支援事業評価委員会 | 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱第10条 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業評価委員会設置要綱 | H22.4.1 | 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金の交付に関する事項を評価するための意見を聴取する |
| 93 | 環境局 | 環境政策課 | | 福岡市環境教育·学習計画推進協議会設置要 綱第1条 | H10.8.28 | 福岡市環境教育・学習計画を市民、事業者及び 市が連携して推進する |
| 94 | 環境局 | 環境政策課 | 福岡市環境行動賞選考委員会 | 福岡市環境行動賞表彰要綱第5条 福岡市環境行動賞選考委員会設置要綱 | | 福岡市環境行動賞の選考にあたり意見を聴取する |
| 95 | | 脱炭素社会推進課 | 福岡市地球温暖化対策実行計画 協議会 | 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱 | H27.11.27 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の 規定に基づく地方公共団体実行計画の策定及 び実施に関する協議を行う |
| 96 | 環境局 | 環境調整課 | 今津干潟懇話会 | 今津干潟懇話会設置要綱(第1条) | H17.3.9 | 今津干潟の自然環境を明らかにし、保全対策等 の検討を行うことを目的とする |
| 97 | 環境局 | 環境調整課 | 博多湾環境保全計画推進委員会 | 博多湾環境保全計画推進委員会設置要綱(第1 条) | H20.9.3 | 博多湾の水質を保全し、博多湾の持つ豊かな自 然環境の保全・再生及び創造を推進することを 目的とする |
| 98 | 環境局 | 環境保全課 | 福岡市PM2.5•黄砂影響検討委員 会 | 福岡市PM2.5•黄砂影響検討委員会設置要綱 (第1条) | H23.7.1 | 福岡市におけるPM2.5及び黄砂の市民生活及び健康被害を未然に防止するため必要な事項を検討することを目的とする |
| 99 | 環境局 | 環境保全課 | 福岡市地下水·土壌汚染検討委 員会 | 福岡市地下水·土壌汚染検討委員会設置要綱 (第1条) | H28.4.1 | 福岡市における地下水及び土壌汚染の原因解明、健康問題に関する事項等の検討を行うこと を目的とする |
| 100 | | 産業廃棄物指導 課 | 福岡市産業廃棄物調整委員会 | 福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争 予防及び調整に関する要綱(第23条) | H3.9.1 | 適切な産業廃棄物処理施設設置計画の決定に 資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を 図ることを目的とする |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------------|----------|--------------------------------|---|-----------|---|
| 101 | 環境局 | 計画課 | 価 川甲未ポーの貝源化推進 | 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド要綱 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員 会設置要領 | H23.8.3 | 本市の事業系ごみの資源循環施策の推進に とって投資効果が高いと期待できる分野におい て、ファンドを適正に活用していくために、ファン ドの処分対象事業の選定や評価等を行う |
| 102 | 経済観光文化 局 | 政策調整課 | 福岡市大規模小売店舗立地協議会 | 福岡市大規模小売店舗立地協議会設置要綱 | H12.6.1 | 大規模小売店舗立地法の適正な運用を図ること。 |
| 103 | 経済観光文化 局 | 経営支援課 | 福岡市トライアル優良商品認定 事業評価検討会 | 福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱 | H25.4.1 | 新商品等の認定にかかる意見を聴取するため |
| 104 | 経済観光文化 局 | 地域産業支援課 | 福岡市商店街支援施策等協議会 | 福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱 | H25.4.1 | 本市の効果的な商店街支援施策や市内の商店 街等が各種の商店街支援施策を活用して実施 しようと計画した事業、又は実施した事業の内容 等について協議するため |
| 105 | 経済観光文化 局 | 地域産業支援課 | | はかた伝統工芸館に係る指定管理者選定・評価 委員会に関する要綱 | R6.7.4 | はかた伝統工芸館の現指定管理者の評価と次期指定管理者の選定において、参考となる意見を収集するため。 |
| 106 | 経済観光文化 局 | 創業支援課 | 福岡市創業者応援団評議会 | 福岡市創業者応援団事業運営要綱 | H15.10.14 | 福岡市創業者応援団事業運営要綱第4条の規定に基づき、福岡市創業者応援団事業の運営を円滑に行うため。 |
| 107 | 経済観光文化 局 | 創業·大学連携課 | 福岡市産学連携交流センター研究室等の使用許可に係る評価委員会 | 福岡市産学連携交流センター研究室等の使用 許可に係る評価委員会設置要綱 | H30.7.4 | 福岡市産学連携交流センター研究室等の使用 申請に係る申請書類等について、要領第4条に 掲げる審査項目に関して意見を聴取する |
| 108 | 経済観光文化 局 | 創業·大学連携課 | | IPO Growth Program支援企業選考に係る評価 委員会設置要綱 | R7.6.4 | IPO Growth Programの参加企業選考に係る評価委員会に関して必要な事項を定めるため |
| 109 | 経済観光文化 局 | 企業連携課 | | 福岡市実証実験フルサポート事業評価等委員 会に関する要綱 | H30.5.8 | 福岡市実証実験フルサポート事業において実証 実験を実施するにあたり、その提案内容及び提 案者の評価並びに支援方法について、専門的 かつ客観的な意見を聴取するもの。 |
| 110 | 経済観光文化 局 | 文化振興課 | 福岡市文化賞選考委員会 | 福岡市文化賞規則 第4条 | S51.5.1 | 芸術を中心とした本市の文化の向上発展に貢献し、特にその功績が顕著な個人又は団体に対して福岡市文化賞を贈呈するにあたり、受賞者の 選考を公正かつ適正に行う必要があるため。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------------|--------------|-----------------------|--|-----------|---|
| 111 | 経済観光文化 局 | 文化振興課 | 福岡市民文化活動功労賞選考委 員会 | 福岡市民文化活動功労賞規則 第4条 | H6.9.12 | 福岡の市民文化を育てる諸活動に努め、潤いの あるまちづくりに貢献し、特にその功績が顕著な 個人又は団体に対して、福岡市民文化活動功 労賞を贈呈するにあたり、受賞者の選考を公正 かつ適正に行う必要があるため。 |
| 112 | 経済観光文化 局 | 文化振興課 | 福岡市文学賞選考委員会 | 福岡市文学賞実施要綱 第5条 | H23.12.15 | 本市において文学活動を続ける作家の中から、 特に年間を通じて顕著な実績を重ねた作家に対 して福岡市文学賞を贈呈するにあたり、受賞者 の選考を公正かつ適正に行う必要があるため。 |
| 113 | 経済観光文化 局 | 文化施設課 | 福岡市文化施設管理運営評価委 員会 | 福岡市文化施設管理運営評価委員会設置要綱 | H22.11.4 | 福岡市経済観光文化局文化振興部文化施設課が所管する施設の管理運営に係る評価の客観性を確保するとともに、高い専門性や幅広い情報から評価などを加えるため。 |
| 114 | 経済観光文化 局 | 文化施設課 | り振興部所管の公の施設に係る | 福岡市経済観光文化局文化まつり振興部所管 の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関 する要綱 | H30.7.1 | 福岡市経済観光文化局文化振興部文化振興課 が所管する公の施設の指定管理者候補の選定 等の参考となる意見を収集するため。 |
| 115 | 経済観光文化 局 | 美術館事業管理 課 | | 福岡市美術館及び福岡アジア美術館の美術資 料の収集及び審査に関する要綱 | S52.4.1 | 美術資料的価値の有無及び購入予定価格の適 合等を審査する。 |
| 116 | 経済観光文化 局 | アジア美術館運営課 | | 福岡市美術館及び福岡アジア美術館の美術資 料の収集及び審査に関する要綱 | H8.8.22 | 美術資料的価値の有無及び購入予定価格の適 合等を審査する。 |
| 117 | 経済観光文化 局 | 史跡整備活用課 | 鴻臚館跡整備検討委員会 | 鴻臚館跡整備検討委員会設置要綱 | H25.6.1 | 鴻臚館跡の保存活用等の事業を適正に実施す るため。 |
| 118 | 経済観光文化 局 | 史跡整備活用課 | 福岡城跡建造物等復原整備検討 委員会 | 福岡城跡建造物等復原整備検討委員会設置要 綱 | H17.7.6 | 福岡城跡の歴史的建造物等の保存や復原整備の事業を適正に実施するため。 |
| 119 | 経済観光文化 局 | 博物館運営課 | 博物館資料収集委員会 | 福岡市博物館資料収集及び意見に関する要綱 | S63.4.1 | 博物館資料の適正化を期するため。 |
| 120 | 農林水産局 | 政策企画課 | | 農林業ふれあい施設の指定管理者選定の手続 に関する要綱第5条 | H22.7.1 | 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の 事業評価について市の参考となる意見を述べ る。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|--------------|-------|-------------------------|-------------------------------|-----------|--|
| 121 | 農林水産局 | 農業政策課 | 福岡市農業委員会委員候補者評価会議 | 福岡市農業委員会委員の選任に関する要綱第 7条 | H28.8.16 | 農業委員候補者としての適格性を評価するため |
| 122 | 農林水産局 | 漁港課 | | 福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会設置要綱 | H27.9.1 | 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の 事業評価について,市の参考となる意見を述べ る。 |
| 123 | 住宅都市みど り局 | 地域交通課 | | 福岡市生活交通確保に係る事業提案評価委員 会設置要綱 | R7.6.20 | 持続可能な生活交通確保に向けた取組みを実施するにあたり、事業提案に係る公募要綱並びに評価基準及び提案内容について、広く専門的かつ客観的な支店から意見を聞くために設置するもの。 |
| 124 | 住宅都市みどり局 | 地域交通課 | | 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議設置要綱 | R7.6.20 | 公共交通不便地等における実証運行等の取組 みの方向性、生活交通確保に係る取組みにつ いて、広く専門的かつ客観的な視点から意見を 聴くために設置するもの。 |
| 125 | 住宅都市みどり局 | 住宅管理課 | | 福岡市営住宅に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱 | R4.4.18 | 福岡市営住宅の指定管理者等の選定及び事業 評価の参考とするため、委員から参考となる意 見を収集すること。 |
| 126 | 住宅都市みど り局 | 地域計画課 | 福岡市市街地開発等審査委員会 | 福岡市市街地開発等審査委員会要綱 | R4.12.23 | 福岡市において施行が予定されている土地区画 整理事業などの開発のうち、特に市長が必要と 認めるものについて、その計画に対し委員から 意見を聴取するため、設置するもの。 |
| 127 | 住宅都市みどり局 | 都市景観室 | 福岡市車体利用広告物デザイン 審査委員会 | 福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会要綱 | H18.3.1 | 車体利用広告物のデザイン等について審査す る。 |
| 128 | 住宅都市みどり局 | 都市景観室 | 福岡市公共空間掲出広告物デザイン審査委員会 | 福岡市公共空間掲出広告物デザイン審査委員会要綱 | H19.7.9 | 公共空間に掲出する広告物のデザイン等につ いて審査する |
| 129 | 住宅都市みどり局 | 都市景観室 | 福岡市都市景観アドバイザー | 福岡市都市景観アドバイザー制度要綱 | S62.12.16 | 専門的立場から市民、事業者、市職員等に対し て都市景観形成に関する情報の提供、助言等を 行う。 |
| 130 | 住宅都市みどり局 | 都市景観室 | 福岡市都市景観賞まちなみ写真選考委員会 | 福岡市都市景観賞まちなみ写真コンテスト実施 要綱 | H21.9.14 | 対象作品の選定にあたり、専門的な立場から審査・選出を行う。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|--------------|--------|--------------------------|---|-----------|---|
| 131 | 住宅都市みど り局 | 都市景観室 | 福岡市都市景観賞選考委員会 | 福岡市都市景観賞実施要綱 | S62.11.11 | 対象作品の選定にあたり、専門的な立場から審査・選出を行う。 |
| 132 | 住宅都市みど り局 | 跡地計画課 | 冷泉小学校跡地活用協議会 | 冷泉小学校跡地活用協議会設置要綱 | H31.3.28 | 冷泉小学校跡地の活用に向けて, 跡地活用の 実現手法等を示す「冷泉小学校跡地活用方針」 の検討を行うにあたり, 参考となる意見を聴取す るため。 |
| 133 | 住宅都市みど り局 | 都心創生課 | 天神ビッグバンボーナスアドバイ ザー会議 | 天神ビッグバンボーナス認定委員会設置要綱 天神ビッグバンボーナスアドバイザー会議設置 要綱 | H28.5.1 | 天神ビッグバンボーナス認定申請のあったビル計画が認定要件に適合するかどうかを審議するに当たり、天神ビッグバンボーナス認定委員会が専門家の意見を聴くために設置するもの。 |
| 134 | 住宅都市みど り局 | 都心創生課 | 博多コネクティッドボーナスアドバイザー会議 | 博多コネクティッドボーナス認定委員会設置要 綱 博多コネクティッドボーナスアドバイザー会議設 置要綱 | R1.8.1 | 博多コネクティッドボーナス認定申請のあったビル計画が認定要件に適合するかどうかを審議するに当たり、博多コネクティッドボーナス認定委員会が専門家の意見を聴くために設置するもの。 |
| 135 | 住宅都市みど り局 | 都心創生課 | グリーンボーナスアドバイザー会 議 | グリーンボーナス認定委員会設置要綱 グリーンボーナスアドバイザー会議設置要綱 | R7.4.1 | グリーンボーナス認定申請のあったビル計画が認定要件に適合するかどうかを審議するに当たり, グリーンボーナス認定委員会が専門家の意見を聴くために設置するもの。 |
| 136 | 住宅都市みど り局 | みどり企画課 | 福岡市都市緑化委員会 | 福岡市都市緑化委員会設置要綱 | H12.4.1 | 福岡市における緑地の保全と緑化の推進に関 する重要事項等を審議する。 |
| 137 | 住宅都市みど り局 | みどり企画課 | 福岡市緑の基本計画検討委員会 | 福岡市緑の基本計画検討委員会設置要綱 | R5.11.1 | 福岡市緑の基本計画の改定に関する重要事項等を審議する。 |
| 138 | 住宅都市みど り局 | みどり運営課 | 公園及び公園施設の指定管理者 の選定委員会 | 公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会に関する要綱 | H17.6.15 | 公園の指定管理者の候補者を選定するととも に、指定管理者の事業評価を行う。 |
| 139 | 住宅都市みどり局 | みどり運営課 | | 博多の森陸上競技場ネーミングライツ選定委員 会の設置及び運営に関する要綱 | R1.12.2 | ネーミングライツ優先交渉者の選定を行う。 |
| 140 | 住宅都市みど り局 | みどり運営課 | 公園の指定管理者の選定委員会 | 公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会 に関する要綱 | R2.4.1 | 公園の指定管理者の候補者を選定するととも に、指定管理者の事業評価を行う。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|--------------|--------------|---------------------------------------|--|----------|--|
| 141 | 住宅都市みど り局 | Park-PFI推進課 | | 音羽公園整備·管理運営事業提案評価委員会 設置要綱 | R7.2.5 | 音羽公園整備・管理運営事業を実施するに当たり、事業者公募における公募要綱や評価基準及び提案された内容について、広く専門的かつ客観的な視点からの意見を聞くことを目的とする。 |
| 142 | 道路下水道局 | 自転車課 | 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理候補者選定・ 評価委員会 | 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定 管理者候補者選定・評価委員会に関する要綱 | H17.7.1 | 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定 管理者の候補者の選定・評価のため |
| 143 | 道路下水道局 | 自転車課 | | 福岡市自転車活用推進計画検討委員会 設置 要綱 | R6.8.8 | 福岡市自転車活用推進計画の策定に向けて、 自転車を取り巻く課題や自転車の利活用に関し て、各委員から意見を聴取することを目的とす る。 |
| 144 | 道路下水道局 | 下水道管理課 | 福岡市水洗化あっせん委員会 | 福岡市水洗化あっせん委員制度に関する要綱 | H2.10.15 | 下水の処理区域内において、排水設備の設置 工事、くみ取り便所の水洗便所への改造工事又 は既設し尿浄化槽の切替工事をしようとすること に起因する紛争を調整するもの。 |
| 145 | 道路下水道局 | 下水道計画課 | 福岡市下水道技術検討委員会 | 福岡市下水道技術検討委員会 運営要綱 | S61.6.16 | 下水道の今後のあり方を、総合的かつ長期的視野に立って検討するため、学識経験者からなる委員会を設置し、下水道の重要課題について、審議検討を行うもの。 |
| 146 | | 港湾管理課 港営課 | | 博多港港湾施設等に係る指定管理者選定・評 価委員会に関する要綱 | R5.4.17 | 博多港港湾施設等に係る指定管理者の選定及 び評価を行うため。 |
| 147 | 港湾空港局 | 港湾管理課 | | 福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者選定・ 評価委員会に関する要綱 | R6.4.15 | 福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者の選定及び評価を行うため。 |
| 148 | 港湾空港局 | みなと環境政策課 | | アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員 会設置要綱 | H6.6.15 | アイランドシティ整備事業の実施において、環境 の保全を図るため、環境監視、環境保全対策等 に関する指導、助言を行う。 |
| 149 | 港湾空港局 | みなと環境政策課 | アイランドシティ土壌調査専門委 員会 | アイランドシティ土壌調査専門委員会設置要綱 | | アイランドシティにおける土壌の性状調査等の 検討を行う。 |
| 150 | 港湾空港局 | 計画調整課 | アイランドシティまちづくりデザイ ン会議 | アイランドシティまちづくりデザイン会議設置要 綱 | H16.8.18 | アイランドシティ・デザインガイドラインの作成・運用及びアイランドシティにおけるまちづくりに関する協議・助言等を行う。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|----------|-------------------------|--|-----------|---|
| 151 | 港湾空港局 | 計画調整課 | | アイランドシティはばたき公園管理・運営等アド バイザー会議設置要綱 | R1.8.19 | アイランドシティはばたき公園の管理・運営等の検討を行うにあたり、学識経験者および専門家から指導・助言等を行う。 |
| 152 | 港湾空港局 | 計画調整課 | | アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者評価委員会に関する要綱 | R5.4.11 | アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者の選定及び事業評価にあたり、参考となる意見を収集する。 |
| 153 | 東区 | 生涯学習推進課 | 公民館運営懇話会(29件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させるため |
| 154 | 東区 | 福祉·介護保険課 | 福岡市東区養護老人ホーム入所 判定委員会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 養護老人ホーム入所に関する適正な措置を図 るため。 |
| 155 | 東区 | 地域保健福祉課 | 福岡市東区地域包括ケア推進会議 | 福岡市東区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.11.30 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して, 区における地域づくりや資源開発, 多職種間のネットワーク構築, 権利擁護等の推進を図る。 |
| 156 | 博多区 | 生涯学習推進課 | 公民館運営懇話会(22件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | H16.6.1 | 公民館の運営や事業に住民の意思を反映させる。 |
| 157 | 博多区 | 管理調整課 | 博多区自転車等駐車対策推進協 議会 | 福岡市自転車等駐車対策推進協議会設置要綱博多区自転車等駐車対策推進協議会設置要綱 | S60.7.1 | 放置自転車等の対策についての協議 |
| 158 | 博多区 | 福祉•介護保険課 | 博多区老人ホーム入所判定委員 会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 養護老人ホーム入所に関する適正な措置を図 るため。 |
| 159 | 博多区 | 地域保健福祉課 | 福岡市博多区地域包括ケア推進 会議 | 福岡市博多区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.7.1 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 160 | 中央区 | 地域支援課 | 公民館運営懇話会(14件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | H16.5.1 | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させるために、各公民館に公民館運営懇話会を設置する。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-----|----------|------------------------|------------------------------|----------|---|
| 161 | 中央区 | 福祉・介護保険課 | 福岡市中央区老人ホーム入所判 定委員会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 養護老人ホーム入所に関する適正な措置を図るため。 |
| 162 | 中央区 | 地域保健福祉課 | 福岡市中央区地域包括ケア推進 会議 | 福岡市中央区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.8.1 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 163 | 南区 | 地域支援課 | 公民館運営懇話会(25件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させる |
| 164 | 南区 | 福祉·介護保険課 | 福岡市南区老人ホーム入所判定委員会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 養護老人ホーム入所に関する適正な措置を図 るため。 |
| 165 | 南区 | 地域保健福祉課 | 福岡市南区地域包括ケア推進会議 | 福岡市南区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.4.23 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 166 | 城南区 | 生涯学習推進課 | 公民館運営懇話会(11件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | H16.5.1 | 公民館の運営や事業に地域住民の意思を十分に反映するため |
| 167 | 城南区 | 福祉・介護保険課 | 福岡市城南区老人ホーム入所判 定委員会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 老人福祉法第11条第1項第1号及び第3号に規 定する措置の要否に関すること。入所措置継続 の要否に関すること。 |
| 168 | 城南区 | 地域保健福祉課 | 福岡市城南区地域包括ケア推進 会議 | 福岡市城南区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.11.5 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 169 | 早良区 | 生涯学習推進課 | 公民館運営懇話会(24件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させるため |
| 170 | 早良区 | 福祉•介護保険課 | 早良区老人ホーム入所判定委員 会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.26 | 養護老人ホーム入所に関する適正な措置を図 るため。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|-----------|----------------------------------|--|-----------|---|
| 171 | 早良区 | 地域保健福祉課 | 福岡市早良区地域包括ケア推進会議 | 福岡市早良区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.7.2 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 172 | 西区 | 生涯学習推進課 | 公民館運営懇話会(25件) | 公民館運営懇話会設置要綱 | H16.7.1 | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させるため |
| 173 | 西区 | 福祉·介護保険課 | 福岡市西区老人ホーム入所判定委員会 | 福岡市老人福祉法施行細則第2条の2 | H5.10.1 | 老人福祉法第11条第1項第1号及び第3号に規 定する措置の要否に関すること。入所措置継続 の要否に関すること。 |
| 174 | 西区 | 地域保健福祉課 | 福岡市西区地域包括ケア推進会議 | 福岡市西区地域包括ケア推進会議設置要綱 | H27.7.1 | 地域包括ケアシステムの実現を目指して、区に おける地域づくりや資源開発、多職種間のネット ワーク構築、権利擁護等の推進を図る。 |
| 175 | 消防局 | 総務課 | 福岡市消防研究会 | 福岡市消防研究会規約 | S37.10.30 | 福岡市における消防力及び消防制度の整備 に関する基本的事項の総合的研究を行い、もっ て福岡市消防の合理的発展に寄与することを目 的とする。 |
| 176 | 水道局 | 流域連携課 | 福岡市水道水源かん養事業基金 運営委員会 | 福岡市水道水源かん養事業基金要綱 | | 福岡市水道水源かん養事業基金を処分して実施する事業の評価や効果的な推進に向けた助言・提案を行うため設置するもの。 |
| 177 | 交通局 | 技術課 | 福岡市地下鉄七隈線建設技術専門委員会 | 福岡市地下鉄七隈線建設技術専門委員会設置要綱 | H13.4.1 | 地下鉄建設に関する技術的専門事項について審議する |
| 178 | 教育委員会 | 放課後こども育成課 | 放課後事業推進委員会 | 放課後事業推進委員会設置要綱 | H23.7.25 | 放課後等に学校施設を活用し、自由に安心して 遊びや活動ができる場や機会を提供する「放課 後等の遊び場づくり事業」と、「放課後児童クラブ 事業」の持続的かつ安定した運営を目指し、事 業の評価及び円滑かつ効果的な推進に向けた 助言・提案を行うため。 |
| 179 | 教育委員会 | 放課後こども育成課 | | 放課後等の遊び場づくり事業運営業務受託者選考委員会設置要綱 | H28.5.23 | 放課後等の遊び場づくり事業の運営業務受託 者を選定するにあたり、受託能力について評価・ 検討するとともに、公平性・客観性を確保し、適 正な受託者の選考を行うため。 |
| 180 | 教育委員会 | 人権·同和教育課 | 福岡市立雁の巣児童体育館に係 る指定管理者選定・評価委員会 | 福岡市立雁の巣児童体育館に係る指定管理者 選定・評価委員会に関する要綱 | R1.5.7 | 福岡市立雁の巣児童体育館の指定管理者が、 指定管理期間中に行った管理運営状況の評価 を実施し、次期指定管理者の選定を行うため、 設置するもの。 |

| No | 局·区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|-------|---|---|---------|--|
| 181 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 福岡市立東市民センター、福岡 市千早音楽・演劇練習場、及び 市営千早駅前駐車場施設管理運 営評価委員会 | 福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場、及び市営千早駅前駐車場のモニタリング等に関する要綱 | H28.4.1 | 福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場、及び市営千早駅前駐車場の指定管理者が、指定管理期間中に行った管理運営の状況について、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 182 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立博多市民センターのモニタリング等に 関する要綱 | H25.4.1 | 福岡市立博多市民センターの指定管理者が、指 定管理期間中に行った管理運営の状況につい て、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 183 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立中央市民センターのモニタリング等に 関する要綱 | H25.4.1 | 福岡市立中央市民センターの指定管理者が、指 定管理期間中に行った管理運営の状況につい て、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 184 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 福岡市立南市民センター及び福岡市塩原音楽・演劇練習場施設管理運営評価委員会 | 福岡市立南市民センター及び福岡市塩原音楽・ 演劇練習場のモニタリング等に関する要綱 | H25.4.1 | 福岡市立南市民センター及び福岡市塩原音楽・ 演劇練習場の指定管理者が、指定管理期間中 に行った管理運営の状況について、公平かつ適 正な評価を実施するため。 |
| 185 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立城南市民センターのモニタリング等に 関する要綱 | H25.4.1 | 福岡市立城南市民センターの指定管理者が、指 定管理期間中に行った管理運営の状況につい て、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 186 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立早良市民センターのモニタリング等に 関する要綱 | R2.10.1 | 福岡市立早良市民センターの指定管理者が、指 定管理期間中に行った管理運営の状況につい て、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 187 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立西市民センターのモニタリング等に関 する要綱 | H27.4.1 | 福岡市立西市民センターの指定管理者が、指定管理期間中に行った管理運営の状況について、公平かつ適正な評価を実施するため。 |
| 188 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立市民センター指定管理者の選定委員会に関する要綱 | R6.4.1 | 市民センターの指定管理者の選定を行うため。 |
| 189 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 福岡市立東市民センター、福岡 市千早音楽・演劇練習場及び福 岡市営千早駅前駐車場指定管理 者の選定委員会 | 福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場及び福岡市営千早駅前駐車場指定管理者の選定委員会に関する要綱 | H27.9.1 | 東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場及び福岡市営千早駅前駐車場の指定管理者の選定を行うため。 |
| 190 | 教育委員会 | 生涯学習課 | | 福岡市立南市民センター及び福岡市塩原音楽・ 演劇練習場指定管理者の選定委員会に関する 要綱 | R3.8.26 | 福岡市立南市民センター及び福岡市塩原音楽・演劇練習場指定管理者の選定を行うため。 |

| No | 局・区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|--------------|---------------------------------|--------------------------------|-----------|--|
| 191 | 教育委員会 | 服務指導課 | 不祥事防止検討会議 | 不祥事防止検討会議設置要綱 (第1条) | 1100 0 0 | 福岡市の教職員による不祥事事案が相次いで 発生していることを受け、福岡市教育委員会が 実施する不祥事防止策等へ助言等を行うため、 設置するもの。 |
| 192 | 教育委員会 | 教育支援課 | 学校サポーター会議 | 学校サポーター会議の設置及び運営に関する 要綱 | H13.4.1 | 地域と連携して開かれた学校づくりを推進する ため、学校の当面する課題解決に向けた助言や 地域の教育力の活用、学校施設の開放などに ついての意見等、校長が行う学校運営に協力・ 支援を行う。 |
| 193 | 教育委員会 | 健康教育課 | 福岡市立学校結核対策委員会 | 福岡市立学校結核対策委員会設置要綱 | | 市立学校において実施される結核対策に関する 事項を検討する。 |
| 194 | 教育委員会 | 給食運営課 | 福岡市立学校給食運営検討委員 会 | 福岡市立学校給食運営検討委員会設置要綱 | H21.7.9 | 福岡市立学校の学校給食運営について、保護 者や市民(有識者)及び現場関係者を交え、議 題解決に向けての方向性等について審議する。 |
| 195 | 教育委員会 | 小学校教育課 | 福岡市がんの教育連絡協議会 | 福岡市がんの教育連絡協議会設置要領 | | 関係機関と連携連絡を図り、がんの教育を総合 的かつ効果的に推進するもの。 |
| 196 | 教育委員会 | 安全·安心推進課 | 福岡市いじめ問題対策連絡協議会 | 福岡市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱 | H26.7.1 | いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、関係機 関と連携を図り、いじめ防止等のための対策を 総合的かつ効果的に推進する。 |
| 197 | 教育委員会 | 教育相談課 | 福岡市多様な学び検討会議 (旧:福岡市登校支援対策会議) | 福岡市多様な学び検討会議設置要綱 | | 福岡市における小・中学校段階(学齢期)において、長期欠席児童生徒のうち支援を要する児童生徒に対し、一人ひとりに寄り添い、社会的自立へつなげるための効果的な支援と要支援児童生徒を生まないための効果的な取組みの在り方を検討するため。 |
| 198 | 教育委員会 | 発達教育センター | 福岡市就学支援委員会 | 福岡市就学支援委員会要綱 | | 障がいのある幼児児童生徒の適切な就学の場 を考える。 |
| 199 | 教育委員会 | 人材育成課 | 福岡市教育センター運営委員会 | 福岡市教育センター条例施行規則第10条 | S46.10.11 | 教育センターの運営について意見を求める。 |
| 200 | 教育委員会 | 総合図書館 運営課 | | 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱 | | 福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評 価について意見を求める。 |

| No | 局•区 | 所管課 | 附属機関等の名称 | 設置根拠 法律・条例・要綱等の名称 (条項) | 設置年月日 | 設置目的 |
|-----|-------|--------|---------------------|---------------------------------|---------|--|
| 201 | 教育委員会 | | | 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱 | H27.6.3 | 福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。 |
| 202 | 教育委員会 | 文学·映像課 | 福岡市文学館資料委員会 | 福岡市文学館資料委員会設置要綱 | | 福岡市文学館の資料の充実と有効活用の実現のために意見を求める。 |
| 203 | 教育委員会 | | 福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会 | 福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会設置要綱 | | 所蔵する文書資料の収集の適正化に向けて意 見を求める。 |